

ものづくりビジネス生産性向上・コンサルティング支援事業補助金 募集要領

令和2年5月12日
企業振興課

1 目的

ものづくりの現場において、生産性の維持・向上を図るには、IoT等デジタル技術の活用が不可欠であるが、中小企業にとってはコストのほか、人材や情報不足（投資効果が見えない）等の阻害要因から、その導入が進んでいない。

そこで、IoT等デジタル技術活用の足がかりとなるコンサルティング経費等を助成し、中小ものづくり企業における生産工程の合理化・自動化への着手を促進する。

2 事業内容等

(1) 補助対象事業

① IoT(Internet of Things)等導入コンサルティング事業

企業の抱える課題を特定し、課題解決に有効なIoT等デジタル技術の活用について専門家のコンサルティングを受ける。

② IoTツール等試験運用事業

IoTツール等を試験的に導入し、その有効性等を検証することにより、生産工程の合理化・自動化の促進を図る。

※ IoTツール等については、ロボット革命イニシアティブ協議会がホームページ(<https://www.jmfrri.gr.jp/event/seminar/618/>)で公開している、ツール一覧、レシピ一覧、ユースケース分類)を参照してください。

(2) 補助対象者

下記①～③の要件を全て満たす者

- ① 県内に本社、事業所又は工場を有する株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は特例有限会社（会社法上の会社等）
- ② 資本の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の中小企業
※ 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条及び第21条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」をいいます。
- ③ 製造業者（統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる次の業種のうちいずれかに該当するもの）

ア フードビジネス分野

生産用機械器具製造業（標準産業分類番号26）

イ 医療機器分野

業務用機械器具製造業（標準産業分類番号27）、プラスチック製品製造業（同18）、ゴム製品製造業（同19）、非鉄金属製造業（同23）、金属製品製造業（同24）

ウ 輸送機器分野

輸送用機械器具製造業（標準産業分類番号31）、プラスチック製品製造業（同18）、ゴム製品製造業（同19）、非鉄金属製造業（同23）、金属製品製造業（同24）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（同28）、電気機械器具製造業（同29）、木材・木製品製造業（同12）

（3）補助対象経費

別表のとおり

（4）予算額

1,500,000円以内（消費税含む）

※ 申込者の中から、予算の範囲で選定します。申込者の数等によっては、申請額を減じた額で採択をする場合があります。

なお、申込総額が予算上限額を超えても、募集期間中は申込みを受け付けます。

（5）事業期間

補助金の交付決定日から令和3年3月15日まで

（6）申込資格

- ① 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- ② 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- ③ 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

3 申込（予定）書の提出

申込みを予定する者は、下記4に定める事業計画書等の提出に先立ち、**令和2年6月5日（金）までに、申込（予定）書を提出する。**

4 事業計画書等の提出

(1) 提出書類

下記書類を1セットにして、5部（正本1部、副本4部）を提出することとし、副本は押印不要とする。

- ① 申込者概要書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 収支予算書（様式3）
- ④ 誓約書（様式4）

《添付書類》

- ・ 商業登記簿謄本（申込前3ヶ月以内に交付されたもの）
- ・ 過去2年分の決算書
- ・ 積算金額の根拠書類（見積書、価格表、機器装置の概要が分かる資料等）
- ・ 納税証明書（県税に未納がないことの証明（個人県民税及び地方消費税を除く。））
※ 事業所所在地の県税・総務事務所で取得可能です。
- ・ 申込者の概要が分かる資料（パンフレット、定款等）

(2) 提出方法

郵送又は持参による

(3) 提出期限

令和2年6月19日（金）午後5時必着

※ 提出期限を過ぎてから届いたものは一切受け付けません。

(4) 提出先

宮崎県商工観光労働部 企業振興課 工業・情報産業振興担当
〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1

5 申込みにあたっての留意点等

- ・ **事業区分①IoT等導入コンサルティング事業及び②IoTツール等試験運用事業のうち、①IoT等導入コンサルティング事業の申込みは必須とする(②のみの申込みはできい)。**
- ・ 1者につき、1件の申込みに限る（ただし、事業区分①IoT等導入コンサルティング事業及び②IoTツール等試験運用事業を合計1件として計上することは可能）。
- ・ 提出期限後の書換え及び撤回は認めない。ただし、軽微なものを除く。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合、申込資格要件を満たさない者又は補助事業者を選定するまでの間に申込資格要件を満たさなくなった者の申込みは、無効とする。
- ・ 提出書類の作成及び提出をはじめ申込みに係る費用は、すべて申込者の負担とする。

6 補助事業者の選定

審査委員によるヒアリングを行い、補助事業者を選定する。

ヒアリングの日時は別途、申込者に連絡をする。

なお、事業計画書等の提出書類に不明な点がある場合は、申込者に質疑や追加資料の提出を求めることがある。

※ 選定結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

7 問い合わせ

内容等について質問がある場合は、質問書により受け付ける。

(1) 質問書の提出

※ 別紙様式5により電子メールで提出してください。

【送信先：宮崎県商工観光労働部 企業振興課 工業・情報産業振興担当】

E-mail kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 質問書の受付期限

令和2年6月12日（金）まで

※ 提出期限とは異なりますので、御注意ください。

(3) 回答方法

質問にはメールで回答する。ただし、事業内容に係るもので、一般に周知すべきものについては、宮崎県のホームページにて公表する。

8 補助事業の実施にあたっての注意事項

- ・ 本補助事業の実施にあたっては、コンサルティング等の現場に県の職員が立ち会うとともに、必要に応じて県工業技術センターより技術支援等を行う場合があります。
- ・ 事業終了後、県が指定するセミナー等で事業成果の発表を行っていただきます。
- ・ 補助金交付申請については、別途、手続きを行う必要があります（下記「事務手続きの流れ」参照）。
- ・ 補助金の交付決定日前に支払った経費は補助対象外となります。
- ・ 補助事業は、補助金の交付決定から令和3年3月15日までの期間に終了することが必要です。
- ・ 実績報告書（支払に係る証拠書類を含む）の提出期限は、令和3年3月31日です。

9 事務手続きの流れ

① 事業計画の提出【事業者→県】



② 補助事業者の選定（採択）【県→事業者】



③ 補助金交付申請【事業者→県】



④ 補助金交付決定の通知【県→事業者】

※ 以降、委託事業者との契約、設備機器の発注等が可能です。



⑤ 補助事業開始【事業者】



⑥ 実績報告【事業者→県】

※ 令和3年3月15日までに事業を完了し、
令和3年3月31日までに実績報告書を提出する必要があります。



⑦ 補助金額の確定【県→事業者】



⑧ 補助金の請求【事業者→県】



⑨ 補助金の交付【県→事業者】